

病院等の開設等に関する取扱要綱

第1 目的

この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号。）第7条第1項に規定する病院の開設（法人格の取得等に伴う開設の場合で病院の構造、病床数に変更を生じない場合を除く。）、同条第2項に規定する病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更（療養病床と一般病床の間において病床の種別を変更する場合を除く。）又は同条第3項に規定する診療所の病床の設置若しくは病床数の増加（以下「病院等の開設等」という。）に係る許可申請の取扱いについて規定することにより、手続きの公平性及び公正性を図るとともに、山形県保健医療計画（以下「医療計画」という。）に基づく地域の医療供給体制の整備を推進し、県民医療の確保に寄与することを目的とする。

第2 対象病床数等

- (1) 病院等の開設等に係る許可申請の対象となる病床数は、病床の種別に応じ、医療計画で定める区域ごとの基準病床数から、政府の令和6年度補正予算の病床数適正化支援事業を活用して削減された病床数等を除いたうえで、既存病床数を差し引いた範囲内の病床数（以下「対象病床数」という。）とする。

なお、政府の令和7年度補正予算の病床数適正化支援事業を活用して削減される病床数については、関係法令の適用により、基準病床数から削減するものとする。

① 第1期： 4月1日

② 第2期： 10月1日

- (2) 山形県健康福祉部（以下「健康福祉部」という。）は、前項の基準日における基準病床数及び既存病床数を山形県のホームページに公表する。

また、基準日以外においても適宜公表に努めることとする。

- (3) 第1項の基準日において、病床の種別に応じ、既存病床数が医療計画で定める区域ごとの基準病床数に既に達している場合については、この要綱に基づく取扱いは行わない。

第3 病院等整備計画書の提出

- (1) 病院等の開設等の許可申請を行おうとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該病院等の所在地を所轄する保健所を経由して健康福祉部に、病院等整備計画書（別記様式。以下「計画書」という。）を提出するものとする。

- (2) 保健所が計画書を受け付ける期間は、毎年度次のとおりとする。

① 第1期： 5月1日から同月31日まで

② 第2期： 11月1日から同月30日まで

- (3) 保健所は、計画書を受け付けた場合は、次の事項について申請予定者から確認を

行うこととする。

- ① 申請予定者がこの要綱に定める手続き、スケジュール等について遵守できる見込みがあること。
 - ② 工事を必要とする場合は、原則として許可後6ヶ月以内に確実に着工できる見込みがあること。
- (4) 医療計画の変更が予定される時期において、特に必要がある場合には、健康福祉部は山形県保健医療推進協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴いて、第2項に定める期間内であっても受け付けを行わないことができる。

第4 計画書の審査等

- (1) 健康福祉部は、別に定める基準により計画書の内容を審査するとともに、必要がある場合は、申請予定者に対してヒアリングを行い、計画書の補正を求めることができるものとする。
- (2) 前項の審査及びヒアリングは、第3の第2項の計画書の提出期に従い、原則として次の期間内に行う。
 - ① 第1期： 6月1日から 7月31日まで
 - ② 第2期： 12月1日から翌年1月31日まで
- (3) 前2項の審査を行うにあたっては、申請予定者が本県において既に病院等の開設許可を受けている者である場合には、当該病院等のこれまでの病床利用率、医師等の医療従事者の充足の状況並びに建物の構造設備及び病院等の管理運営等の状況を考慮するものとする。
- (4) 健康福祉部は、審査の結果計画書の内容が適当と認めるとき（当該病院等の開設等により既存病床数が医療計画で定める区域ごとの基準病床数を超えることとなる場合（以下「病床過剰地域となる場合」という。）を除く。）は、当該計画内容について了承し、その旨を申請予定者に対して通知する。
- (5) 健康福祉部は、計画書の審査を行うために必要がある場合は、病院等整備審査会を開催し、意見を求めることができる。
- (6) 健康福祉部は、計画書の内容が適当でないと判断したときは、理由を付して申請予定者に対して計画書を返却する。
- (7) 病床過剰地域となる場合は、前3項の規定にかかわらず病床数の調整（以下「病床調整」という。）を行う。

第5 病床調整

- (1) 病床調整は協議会において行い、対象病床数の範囲内において病床を配分することができるものとする。
- (2) 健康福祉部は、申請予定者に対して次の事項を通知する。
 - ① 病床調整を行う旨
 - ② 病床調整の結果

- (3) この要綱に規定するもののほか、病床調整に関する事項については、別に定める。

第6 事前協議の実施

- (1) 第4の第4項の規定による通知又は第5の規定に基づく病床調整の結果により病床の配分の通知（以下「病床配分通知」という。）を受けた申請予定者（以下「事前協議者」という。）は、病院等の開設等についての事前協議を行うものとする。
- (2) 事前協議は病床配分通知に記載された病床数（第7の規定により追加配分を受けた病床数（以下「追加配分病床数」という。）を含む。）について行うものとし、当該病床数については変更できないものとする。
- (3) 事前協議は病院等の開設等の許可申請（以下「許可申請」という。）を行うことを前提としたものであり、当該計画が医療法等の関係法令、関係通知及び医療計画等に適合しているかについて、必要な指導及び助言を行うものである。

第7 事前協議者による追加配分の申請

- (1) 事前協議者は、許可申請を行える期限内の基準日において、新たな対象病床数が生じた場合には、次に掲げる病床数の範囲内において、1回に限り、追加配分を希望する旨を文書で申請することができる。
- ① 計画書に記載された病床数から病床配分通知に記載された病床数を差し引いた病床数
- ② 計画書上の整備可能病床数から病床配分通知に記載された病床数を差し引いた病床数（計画書上の整備可能病床数と計画書に記載された病床数に開きがある場合で特に認める場合に限る。）
- (2) 前項の申請に係る手続きについては、この要綱に基づく手続きの例によるものとする。
- ただし、第5の規定に基づく病床配分通知を受けた事前協議者からの申請の場合にあつては、第4の第7項に定める病床調整を行わない場合であっても、協議会の意見を求めるものとする。
- (3) 第1項の規定により事前協議者が手続きを行う場合においては、他の申請予定者と比較して何ら優先的な取扱いを受けるものではない。

第8 許可申請

- (1) 事前協議により許可申請に必要な書類を準備できた者は、速やかに山形県医療法施行細則（昭和41年10月県規則第73号）に基づく申請を行うものとする。
- (2) 事前協議者が許可申請を行える期限については、病床配分通知の日（追加配分病床数の通知を受けた場合であっても、病床配分通知の日）から1年以内で別に定める。
- ただし、やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ協議会の承認を得てそれを

超える期限を設定することができる。

第9 辞退の場合の取扱い

- (1) 事前協議者は、災害等やむを得ない事由により病院等の開設等が困難であると認められる場合には文書により許可申請を行わない旨の意思表示（以下「辞退」という。）を行うことができる。
- (2) 健康福祉部は、辞退があった場合には、辞退者に対して行った病床配分通知に記載された病床数を加えて対象病床数を公表する。

第10 効力の失効等

次に掲げる事由に該当する場合は、これまでこの要綱に基づき行ってきた手続き及びその効果については、効力を失う。

- (1) 事前協議者が辞退を行った場合
- (2) 事前協議者が第8の第2項に定める期限までに許可申請に必要な書類を準備できなかった場合
- (3) 第8の第1項に基づき提出された申請に対して許可又は不許可の処分が行われるまでに医療計画が変更され、基準病床数が変更された場合（許可を行うことにより病床過剰地域になる場合に限る。）

第11 手続き中の場合の取扱い

病院等の開設等の許可申請を行った者及び事前協議者に対しては、次に掲げる場合のいずれかに該当するまでは、第3の規定にかかわらず新たな計画書を受け付けないこととする。

- ① 当該病院等の開設等について医療法第27条に規定する使用許可を受けた場合
- ② 第10の規定によりこれまでこの要綱に基づき行ってきた手続き及びその効果について効力を失った場合

第12 既存病床数の取扱い

事前協議者がいる場合の既存病床数の取扱いについては、第10の規定に該当する場合を除き、この要綱においては、事前協議者に通知された病床配分通知に記載された病床数（追加配分病床数を含む。）を加えた病床数を既存病床数として取り扱うものとする。

第13 特定の病床等に係る特例

医療法第30条の4第10項から第12項までの特例に基づく病院等の開設等の許可申請は、この要綱に準じた取扱いを行うものとし、第3の第2項の計画書を受け付ける期間、第4の第2項の計画書を審査及びヒアリングする期間については、健康福祉部が

別途通知するものとする。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、病院等の開設等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月14日）

この要綱は、平成17年度第2期の手続きから適用する。

附 則（平成18年9月29日）

この要綱は、平成18年度第2期の手続きから適用する。

ただし、以下の診療所の病床について除く。

- (1) 平成19年1月1日前に、医療法第27条の規定により許可証の交付を受けている診療所の療養病床以外の病床
- (2) 平成19年1月1日前に、医療法第7条第1項又は第2項の規定により行われている診療所の開設の許可又は病床数の変更の許可の申請に係る診療所の療養病床以外の病床
- (3) 平成19年1月1日前に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により同法第4条の建築主事が受理している確認の申請書に係る診療所の療養病床以外の病床

附 則（平成28年4月26日）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和元年8月30日）

この要綱は、令和元年8月1日から適用する。

附 則（令和8年4月30日）

この要綱は、令和8年4月30日から適用する。

別記様式

病 院 等 整 備 計 画 書

平成 年 月 日

山形県健康福祉部長 殿

開設者 住所（法人等であるときは、
主たる事務所の所在地）
氏名（法人等であるときは、
名称及び代表者氏名） ㊟

病院等の開設等について、次のとおり計画書を提出します。

1 計画の概要

病院（診療所）の名称							
上記の所在地							
管理（予定）者の住所及び氏名							
開設等の計画の種別	病院の開設・病院の病床数の増加・病院の病床種別の変更 診療所の病床の設置・診療所の病床数の増加						
整備の方法	新築・移転新築・改築・増築・改修・病床種別変更 その他（ ）						
土地の状況	敷地面積（ m ² ）用途地域（ 地域） 自己所有（取得済・取得予定 年 月頃） 賃貸（契約済・契約予定 年 月頃・契約期間 年）						
建物の状況	床面積（既存 m ² ・新築（増築） m ² ） 着工予定 年 月 日・完成予定 年 月 日						
診療科目	現行（ ） 変更後（ ）						
病床の状況		精 神	感 染 症	結 核	療 養	一 般	合 計
	現 行						
	変 更 後						
	合 計						
利 用 率							

2 整備の方針

開設等の理由	
病院等が整備する機能	
地域に果たそうとする役割	
病床整備の考え方（整備する病床数の算出基礎）	

3 医療従事者の確保の見込み等

(1) 入院・外来患者数等の見込み（診療所を除く。）

		現 行	変 更 後
入 院	精神病床		
	感染症病床		
	結核病床		
	療養病床		
	一般病床（歯科を除く）		
	一般病床（歯科）		
外 来	耳鼻いんこう科、眼科		
	歯科		
	その他の診療科目		

(2) 外来患者に係る取扱処方せんの数の見込み（診療所を除く。）

	現 行	変 更 後
外来処方せんの数		

(3) 医療従事者の確保の見込み

	現 行	変 更 後
医師		
歯科医師		
薬剤師		
看護師及び准看護師		
助産師		
看護補助者		
栄養士		
診療放射線技師		
臨床検査技師		
理学療法士		
作業療法士		
歯科衛生士		
歯科技工士		
合 計		

4 事業費及び資金計画

(1) 整備事業費

単位：千円

	事業費	説明
土地購入(賃借)費		
建物設計料		
建物建設費		
医療器械等整備費		
合計		

(2) 財源

単位：千円

	金額	説明
自己資金		
補助金		
借入金		
寄付金		
合計		

添付書類

- 病院又は診療所の敷地の平面図及び周囲の見取図
- 建物の平面図
 - ・ 各室の用途（病室にあっては病床の種別の特定を含む。）
 - ・ 新たな病院等の開設以外の場合は変更前と変更後の平面図とし、変更部分を明示すること
- 管理（予定）者の医師免許証の写し
- 実施設計、許可申請、着工、開院等の予定を明示したスケジュール表
- 土地、建物の確保や医療従事者の確保の見通しについて、証明できる書類（申請書の写し、契約書、確認書等）があれば添付すること。